

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（立候補届及び立候補推薦届）

第2条 条例第10条第2項の立候補届は、土地区画整理審議会委員立候補届とし、同項の立候補推薦届は、土地区画整理審議会委員立候補推薦届とする。

第3条中「（第3号様式）」を削る。

第4条中「（第4号様式）」を削る。

第5条中「最初の審議会」の次に「の会議」を加える。

第12条第1項中「（第5号様式）」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「（第6号様式）」を削る。

第15条を第29条とする。

第14条中「（第8号様式）」を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の9条を加える。

（清算金の徴収）

第20条 条例第23条に規定する清算金の徴収は、徴収清算金を納付すべき者（以下「清算金納付者」という。）に対し、清算金徴収通知書により通知し、納付書を交付するものとする。

（清算金の繰上納付）

第21条 施行者は、清算金分割納付者から清算金繰上納付申請書の提出があったときは、納期限を繰り上げて納付する清算金（利子を含む。）の額（以下「繰上納付額」という。）を計算し、その額を清算金分割納付者に対し、清算金繰上納付承認通知書により通知し、納付書を送付するものとする。

（清算金の繰上徴収）

第22条 施行者は、条例第24条第8項の規定により未納の清算金の全部又は一部について、納

期限を繰り上げて徴収するときは、繰り上げて徴収する清算金（利子を含む。）の額（以下「繰上徴収額」という。）を計算し、その額を清算金分割納付者に対し、清算金繰上徴収決定通知書により通知し、納付書を送付するものとする。

（繰上納付及び繰上徴収の利子）

第23条 第21条の規定による繰上納付又は前条の規定による繰上徴収をする清算金に付すべき利子は、納期限の翌日から起算して繰上納付額又は繰上徴収額を実際に支払う日までの日数を基礎として日割によって計算する。

（清算金の交付の通知）

第24条 施行者は、交付すべき清算金（以下「交付清算金」という。）の額を決定したときは、その額を清算金の交付を受ける権利を有する者（以下「受取人」という。）に清算金交付通知書により通知するものとする。

（清算金交付請求書の提出）

第25条 受取人は、交付清算金の交付を受けようとするときは、清算金交付請求書（次項において「請求書」という。）を施行者が別に定める日までに、施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに受取人に交付清算金を交付するものとする。

（交付清算金の供託）

第26条 施行者は、交付清算金を交付する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付清算金を供託するものとする。

(1) 交付清算金の目的となっている宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権が存するとき。ただし、交付清算金の目的となっている土地又は権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者（以下「担保権者等」という。）から交付金供託不要の申出書の提出があったとき（複数の担保権者等がいる場合は、その全員から提出があったときに限る。）は、この限りでない。

(2) 受取人が交付清算金の受領を拒んだとき。

(3) 受取人の所在が不明であるとき。

(4) 受取人を確知することができないとき。

2 施行者は、担保権者等から前項第1号ただし書の交付金供託不要の申出書の提出があったときは、受取人に交付清算金を交付するものとする。

（備付帳簿）

第27条 施行者は、次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

- (1) 清算金徴収簿
- (2) 清算金分割徴収簿
- (3) 清算金交付簿
- (4) 清算金内訳書

(様式)

第28条 この規則で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

第13条中「により、」の次に「施行者が徴収する」を、「清算金」の次に「(以下「徴収清算金」という。)」を加え、「法第103条第1項の規定による換地処分の日から20日以内に」を「施行者が別に定める日までに、」に改め、「(第7号様式)」を削り、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(分割徴収を完了すべき期限の延長)

第18条 条例別表備考に規定する当該清算金を5年以内に納付することが困難であると施行者が認めるときとは、徴収清算金を分割納付すべき者(以下「清算金分割納付者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害、傷病、失業その他の理由により損害を受け、又は収入が減少したとき。
- (2) 親族の就学等のため、多額の出費があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施行者が特に必要があると認めるとき。

2 条例別表備考に規定する期限の延長を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、課税証明書その他関係書類を添えて、清算金納付期限延長申請書を施行者に提出しなければならない。

3 施行者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、清算金納付期限承認(不承認)決定通知書により申請者に通知するものとする。

第12条の次に次の4条を加える。

(清算金の額の決定通知)

第13条 施行者は、条例第21条の規定により徴収又は交付すべき清算金の額(法第111条第1項の規定により清算金を相殺したときは、相殺後の残額をいう。以下同じ。)を決定したときは、その額を関係権利者に清算金決定通知書により通知する。

(清算金の権利義務の帰属)

第14条 清算金の権利義務は、換地処分の公告の日における所有権又は所有権以外の権利を有する者に帰属し、当該公告の日後において所有権又は所有権以外の権利について移転があった場合においても、清算金の権利義務は、移転しないものとする。ただし、特段の合意がなされた場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により権利義務を移転した当事者のうち、清算金の交付の場合にあつては、当該権利の移転を受けた者が清算金債権譲渡届出書を、清算金の徴収の場合にあつては、当該債務の移転をする者が重疊的債務引受申出書を施行者が別に定める日までに、施行者に提出しなければならない。

3 施行者は、清算金の徴収の場合において、前項の規定による申出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該権利の移転に伴う清算金の額を定め、重疊的債務引受承諾（不承諾）書により当該当事者に通知するものとする。

（清算金債務の相続）

第15条 納付すべき清算金に係る債務を相続により承継した者（以下「債務相続承継人」という。）は、清算金債務承継届を施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の清算金債務承継届を受けたときは、清算金債務承継通知書を債務相続承継人に送付するものとする。ただし、前項に規定する提出期限までに当該届出がなく、施行者の調査により債務相続承継人及び当該債務相続承継人の相続承継分が判明した場合は、当該調査により判明した債務相続承継人に清算金債務承継通知書を送付するものとする。

3 前項に規定する場合において、相続承継分が不明の場合は、法定相続に基づく相続承継分を債務相続承継人から徴収するものとする。

（交付清算金債権の相続）

第16条 交付する清算金に係る債権を相続により承継した者（次項において「債権相続承継人」という。）は、清算金債権相続届及び相続を証する書類（次項において「書類」という。）を施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、清算金債権承継通知書を債権相続承継人に送付するものとする。ただし、当該書類の提出がなく、施行者の調査により債権相続承継人及び当該債権相続承継人の相続承継分が判明した場合は、当該調査により判明した清算金債権相続承継人に清算金債権承継通知書を送付するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第28条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	土地区画整理審議会委員立候補届	第2条
第2号様式	土地区画整理審議会委員立候補推薦届	第2条
第3号様式	当選人決定通知書	第3条
第4号様式	予備委員決定通知書	第4条
第5号様式	地積更生申請書	第12条
第6号様式	地積更生決定通知書	第12条
第7号様式	清算金決定通知書	第13条
第8号様式	清算金債権譲渡届出書	第14条
第9号様式	重畳的債務引受申出書	第14条
第10号様式	重畳的債務引受承諾（不承諾）通知書	第14条
第11号様式	清算金債務承継届	第15条
第12号様式	清算金債務承継通知書	第15条
第13号様式	清算金債権相続届	第16条
第14号様式	清算金債権承継通知書	第16条
第15号様式	清算金分割納付申出書	第17条
第16号様式	清算金納付期限延長申請書	第18条
第17号様式	清算金納付期限承認（不承認）決定通知書	第18条
第18号様式	住所・氏名変更届出書	第19条
第19号様式	清算金徴収通知書	第20条
第20号様式	清算金繰上納付申請書	第21条
第21号様式	清算金繰上納付承認通知書	第21条
第22号様式	清算金繰上徴収決定通知書	第22条
第23号様式	清算金交付通知書	第24条
第24号様式	清算金交付請求書	第25条
第25号様式	交付金供託不要の申出書	第26条
第26号様式	清算金徴収簿	第27条
第27号様式	清算金分割徴収簿	第27条
第28号様式	清算金交付簿	第27条
第29号様式	清算金内訳書	第27条

別記第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。